

1 事業年度終了後の報告

NP0 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、前事業年度の事業報告書等（法 28、①～⑥の書類）を事業年度終了後 3 か月以内に提出しなければなりません（法 29、条例 8）。

また、所轄庁は、上記事業報告書等について、NP0 法人から 3 年以上にわたって提出が行われないときは、NP0 法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

なお、定められた期日までに提出がない場合には、20 万円以下の過料に処されることがあります（法 80）。

○毎事業年度終了後のフロー

